

【研究論文】

平成23年度教職課程認定大学の实地視察について —中国地区4大学の視察結果から—

広島文教女子大学学園統括部

学生サポート課 課長 田川知秀

1 はじめに

2012年（平成23年）1月11日に、本学では初めてとなる教職課程認定大学の实地視察（以下「实地視察」という。）が実施された。教育の質の向上を求められている大学教育の中で、教員の養成を行う教職課程認定大学の役割は重要である。ここでは、平成23年度に実施された实地視察の結果を分析し、現在の教職課程認定大学の課題並びに評価の高い取り組みを検証するものである。具体的な分析に際しては、文部科学省のホームページに掲載されている「平成23年度教職課程認定大学实地視察について」を参考にしたものである。

2 教職課程認定大学の实地視察の概要

筆者は、本学の教職センターの中で課程の申請及び変更届け等を担当している事務職員である。实地視察を（1）趣旨、（2）方法、（3）実施スケジュールの3つの事項を概説する。

（1）趣旨

实地視察の趣旨は、教員免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（教職課程）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じ、教職課程を有する大学に対して、实地視察を行うとある。

（2）方法

实地視察は、教職課程認定基準に基づき、主として次の項目に留意しながら、当該大学が必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかを確認する。具体的な視察項目及び内容は、下記のとおりであった。

視 察 項 目	内 容
①教員養成に対する全般的な状況	教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を満たしているか
②教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況	大学の教員養成に対する理念や教職課程の設置の趣旨が適切であるか
③教員養成カリキュラム委員会等の全学的組織の状況	教職課程の運営や教職指導を全学的に責任をもって行う体制が構築されているか
④教育課程（教職に関する科目等）、履修方法及びシラバスの状況	教職課程における科目の開設状況について、法令や認定基準を満たしているか シラバスは、様式が統一され、各科目で最低限修得すべき内容が含まれているか

⑤教育実習の取組状況	教育実習の全般にわたり，学校や教育委員会と連携をしながら，責任を持って指導に当たっているか
⑥学校現場体験・学校ボランティア活動等の取組状況	インターンシップなど学校現場を体験する機会や，学校外における子どもとの触れ合いの機会，現場教員との意見交換の機会等を積極的に提供しているか
⑦教職指導及びその指導体制の状況	設置理念等を具現化するための具体的組織体制が整備されているか
⑧施設・設備（図書等を含む。）の状況	教員養成に必要な施設・設備，教育機器等は，学生数の規模に応じて整備されているか

(3) 実施スケジュール

実地視察は，文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室免許係より電子メールにて決定通知から始まり，日程の調整，事前資料の提出の後，実地視察当日を迎えることとなる。事前資料提出については，下記の資料が必要となる。

1) 実地視察調査表

2) 添付資料

- ・教職に関する科目のシラバス
- ・教科に関する科目のうち，特色のあると考えられる授業として調査表に記載した科目のシラバス
- ・教育実習の評価項目表，評価シート等
- ・学生便覧，履修案内等
- ・学則
- ・平成24年度4月1日時点の認定課程の状況を記載した様式2号
- ・履修カルテ

また，実地視察当日は，教職センターが中心となり，学長，副学長，学園統括部長が同席する形で対応することにした。当日の具体的なスケジュールは，下記のとおりである。

時 間	内 容
10：00～10：10	挨拶，紹介（代表者）
10：10～10：40	視察側打合せ
10：40～10：50	紹介，挨拶等（全体）
10：50～11：10	教職課程概要説明…大学側から説明
11：10～12：20	質疑応答
12：20～13：20	昼食
13：20～15：10	講義見学，施設見学
15：10～15：40	視察側打合せ
15：40～16：20	講評，懇談
16：20	終了

3 分析

平成23年度教職課程認定大学実地視察について，中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

が、公表している内容を確認すると、全体として、多くの大学の教職課程は、教育免許法、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を満たしていたとしている。一方で、教職課程を運用する全学的な組織が存在しない、マネジメントが不十分、大学として養成したい教員像も不明確な結果、教職課程及び教職指導体制が確立されていない大学も多く見られたことも指摘している。

この指摘を受けて、次に個別事項についての全体的指摘と、平成23年度実地視察対象校の本学を含む中国地区4大学（以下「4大学」という。）の講評内容を分析していく。

(1) 教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況

全体での講評は、多くの大学において、教員養成に対する理念等を掲げているものの、その理念等を具現化するための具体的な組織体制及び履修指導体制が整備されている大学は、決して多くないとしている。4大学の講評を見てみると、理念が明確であるとされる大学は2大学で、その2大学も全学的な組織の構築の指摘を受けている。

(2) 教員養成カリキュラム委員会等の全学的組織の状況

全体での講評は、既に多くの大学では全学的組織を整備しているが、学部学科等における組織化にとどまっている大学も一部あった。また、全学的組織は整備されているものの、実質的に機能しているとは言えない大学もあり、その運営状況については、大学によって差がみられたとしている。4大学の講評を見ると、組織機能が弱く改善を求められた大学が1校でその他は、特に講評はなかった。

(3) 教育課程（教職に関する科目等）、履修方法及びシラバスの状況

全体での講評は、科目の開設状況及び教員組織については、全体的に、法令や認定基準を満たしていた。しかし、基準上開設することが必要とされている科目数や必要専任教員数を満たしていないため、早急に改善をするよう求めた大学も一部あった。「教科に関する科目」の共通開設状況について、免許法施行規則第4条及び第5条に定める科目区分の半数を超えて「教科に関する科目」に充てていた大学に対し、改善を求めた。「教職に関する科目」については、同一名称の授業科目を複数開講し、教員が異なる場合、授業内容が大きく異なる大学が多く見られた。また、具体的教育内容に学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むことが法令上求められているが、徹底されていない大学が見られた。シラバスについては、各科目の様式、記載内容が統一されていないもの、各回の授業計画が記載されていないものなどが見られたとしている。4大学の講評を見ると、教育免許法施行規則上含むことが必要な事項についての指摘を受けた大学が3校、同じ名称の授業科目を複数開講する場合の授業内容が異なるとの指摘を受けた大学が2校、シラバスの成績評価方法の中に、出席状況を評価割合としているものがあると指摘を受けた大学が2校、その他としては、シラバス様式の統一、開設単位数を満たしていない、学則を改めること、教員の変更届けをすること、教職・教科に関する科目の連携が図れるようにすること、教科と教職で共通開設されている科目の整理をすること等の指摘を受けている。

(4) 教育実習の取組状況

実習校の選定にあたって、依然として、大学として実習校の確保を全く行わず、母校実習を原則としているような大学もあった。実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保し、遠隔地における教育実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めることとしている。4大学の講評を見ると、いずれも実習先を近隣で確保することが望ましいと指摘を受けている。また、事後指導の時間数が十分でないと指摘を受けた大学もあった。

(5) 学校現場体験・学校ボランティア活動等の取組状況

学校ボランティア活動等の機会の照会はしている一方、実態としては教職課程履修者のごく一部しか参加していないなどの大学が少なからず見受けられた。積極的に参加できるような仕組みを構築する取組が求められるとしている。4大学の講評を見ると、積極的に派遣し、学校現場体験、学校ボランティアに関する授業科目を開設している大学が1校であり、他の大学では紹介程度で積極的に参加できるような支援はできていないとの指摘を受けている。

(6) 教職指導体制及びその指導体制の状況

大学によって、学生が恒常的に履修相談等を行えるような設備や人員を整備している大学もあれば、全体的なガイダンスのみで終わらせる大学・学部もあるなど、学生に対するケアが大学ごとに大きく異なっていたとしている。4大学の評価を見ると、環境の整備、履修指導体制も丁寧であると高評価を得ている大学が1校で、その他の大学では、教職センターの機能強化を図ること、教員採用試験情報等の整備・充実を図ること、手引きの構成や記載内容の見直しをすること、就職支援が十分でないとの指摘を受けた。

(7) 施設・設備（図書等を含む。）の状況

必要な施設・設備、教育機器等は、概ね整備されていた。ただし、図書については、各大学集書計画がなされていない大学が見られた。4大学の講評を見ると、十分であると評価された大学が1校で、その他の大学では、集書状況が不十分である、学生が利用しやすい配置を工夫すること、コンピュータ設備の計画的な更新をすること等の指摘を受けた。

以上7項目からなる状況を分析してみると、概ね高評価を受けている大学を除き、教員養成に対する明確な理念の基に全学的な組織体制が整っていないことが、現在の問題点ではなかろうか。

一方、高い評価を受けている5大学の紹介がされているが、その中で山梨県の都留文科大学の取組は、大変参考になると判断したので照会しておく。

①現場の課題を理論化させるための「研究力量」をベースにして教員養成を担うという大学全体の教員養成の理念を明確にしつつ、地元学校と緊密に連携を図り、理論と実践の往還及び個々の学生の課題に対応可能な教職カリキュラムの改革を行っている。

②図書館には最新の教科書が揃えられており、かつ、学生が手に取りやすい場所に置かれているなどの工夫が見られる。

以上、特に①については、大変興味深いものがある。本学においても現場体験をしながら、実際の問題等の研究を大学において実施する、そして研究結果を現場で実施してみるといった循環型教育の実施ができれば実践的で学生の教育の質向上及び教育現場と連携するといった面で大きく役立つのではないかと推察できる。

4 まとめ

平成23年度教職課程認定大学実地視察を終了し、分析をした結果は前述のとおりである。本学においては、平成24年度より教職センターの規程改正もし、組織的には整いつつある。今回の視察の講評を受け事務職である筆者が改善を行った点は、「教育課程（教職に関する課目等）、履修方法及びシラバスの状況」の中で、「教科・教職で共通開設できない科目についての整理」「含めることが必要な教育内容の事項」「シラバスの成績評価方法」の3点の指摘事項に対し、従来は事務が担当し処理してい

たが、今後は事務と教職センターとで連携をし、確認作業を行うことにより指摘事項の改善を図ることにした。「学校現場体験・学校ボランティア活動などの取組状況」の指摘にあった、「大学が主体となった活動の取り組み」については、事務担当者が窓口となり、教職センター内に担当教員を定め、積極的な活動支援を行うこと及び活動結果の把握が可能な体制づくりを行った。また、教務系事務職員の中に、教職センターと連携しやすいように担当職員を明確に定めた。

今後の展開としては、全学的組織である「教職センター」を中心に、教員養成の理念に基づき支援内容を具現化させ、質の高い教員の輩出を目指すため、教職員が一体となり支援する必要がある。

【引用文献】

- ・平成23年度教職課程認定大学実施施設について
中央教育審議会初等中等教育分科会 教員養成部会
文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/shisatu/1316998.htm